

# 令和2年度菊池市競争入札参加資格審査申請(測量・建設コンサルタント等)

## 受付の手引き

- 菊池市内業者用 -

令和元年7月  
菊池市役所 契約検査課

### 1 この手引きについて

これは、**菊池市内に主たる営業所又は支店営業所名義**で、令和2年度に菊池市が発注する測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加を希望する方の手引きです。

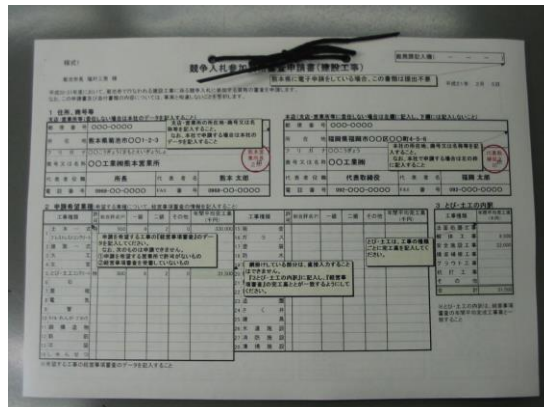
### 2 提出書類の受付期間及び場所

令和元年7月1日(月)～令和2年2月28日(金) **菊池市役所庁舎2階 契約検査課**

※ 午前9時～午後4時(土日、祝日及び正午から午後1時までの受け付けは行いません。)

### 3 申請に関する注意事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び菊池市工事入札参加者資格審査格付要綱(平成17年菊池市告示第12号)に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行いません。
- (2) 提出書類一覧表を参照の上作成すること。
- (3) 菊池市が指定する様式を使用してください。ただし、一部書類は内容を満たしていれば、独自作成書類等も認めます。
- (4) 各種証明書類は**コピー**で可
- (5) 各種証明書の発行日は、原則として提出日から起算して**3ヶ月以内**のものに限ります。
- (6) 日付を記入する欄があるものは必ず記入してください。
- (7) 菊池市の法人の場合で、代表者が菊池市に居住している場合は、代表者の納税証明書も提出してください。
- (8) 提出不要の書類であっても、必要に応じて年度途中で提出を求められることがあります。
- (9) 事業協同組合名義で提出する場合は、次の事項を遵守してください。
  - ① 中小企業等協同組合法第24条による事業協同組合である。
  - ② 事業協同組合名義で事業を実施することに必要な許可・登録を受けている(建設業許可、建築士事務所登録等)。
  - ③ 事業協同組合が、今後5年以上継続する見込みである。
  - ④ 事業協同組合の構成員は個別に指名願を提出することはできない。
- (10) 次のとおり紐綴じの上、提出してください(ファイル綴じ不可)



#### 4 入札参加資格の有効期間

令和2年度資格認定日から次期資格認定日の前日(原則として1年間)まで  
(資格認定日は、令和2年6月末頃を予定しており、「入札参加有資格者名簿」をホームページに掲載します。)

※今回の申請は、令和2年度の追加受付申請ですので、令和3年1月に予定しています令和3・4年度菊池市競争入札参加資格審査を申請しないと、令和3・4年度の名簿には記載されません。

#### 5 問い合わせ先

菊池市役所 総務部 契約検査課入札契約係

熊本県菊池市隈府888

電話:0968-25-2016(直通) FAX:0968-25-5720

#### 6 提出書類一覧表

次の順に紐綴じの上、提出してください。

	書類名	摘要
1	菊池市競争入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)受付	(様式第1号) 菊池市独自様式に限る。
		(様式第1号の1) 菊池市独自様式に限る。
		(様式第1号の2) 菊池市独自様式に限る。
		(様式第1号の3) 菊池市独自様式に限る。
2	業務に係る登録証・許可証・認定証等の写し	申請日時点で有効なものを添付してください。 (例)測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書等
3	役員名簿及び照会承諾書	(様式第2号) 菊池市独自様式に限る。
4	委任状	(様式第3号) 支店・営業所等に委任する場合のみ必要 ※内容を満たしていれば独自様式可
5	登記事項証明書	【法人】 法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」 【個人事業主】 市区町村発行の身分証明書 ※いずれも写し可
6	営業所一覧表	(様式第4号) ※中央公契連統一様式等も可
7	希望業務実績調書	(様式第5号) 希望業務ごとに過去1年分を添付すること。 ※中央公契連統一様式等も可

8	技術者経歴書	<p>(様式第6号)</p> <p>①様式第1号の2と確認を行いますので、法令による免許等の名称ごとに記載をお願いします(一級建築士、二級建築士・・・ごと)。名称ごとに記載していない場合、再提出を求める場合があります。</p> <p>②3ヶ月以上恒常的・継続的に雇用(見込みを含む)している者を記入してください。</p> <p>③会社名が入った雇用が確認できる書類(健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証)の写しを添付してください。</p> <p>④資格免状の写しの添付は不要ですが、必要に応じて提出を求める場合があります。</p> <p>⑤保険証等は出来る限り複数人数分を1枚の用紙にまとめてコピーしてください。</p>
9	役員及び株主(出資者)調書	<p>(様式第7号)</p> <p>該当なしの場合は、様式中の「他のコンサル、建設業者の役員就任状況」欄に、「該当なし」と記入してください。</p>
10	事務所・倉庫等写真台帳	<p>(様式第8号)</p> <p>3ヶ月以内に撮影した写真を添付してください。</p>
11	機械器具調書 機械器具写真台帳	<p>(様式第9号の1及び第9号の2)</p> <p>保有を確認できる書類(車検証、償却資産台帳等)の写しを添付してください。</p>
12	菊池市内支店・営業所に関する調書(測量・建設コンサルタント等業者用)	<p>(様式第10号)</p> <p>菊池市内の支店等に委任する場合のみ必要です。</p>
13	誓約書	<p>(様式第11号)</p> <p>菊池市内の支店等に委任する場合のみ必要です。</p>
14	印鑑証明書	<p>【法人】 法務局発行のもの</p> <p>【個人事業主】 市区町村発行のもの</p> <p>※いずれも写し可</p>
15	使用印鑑届	<p>(様式第12号)</p> <p>使用印は、入札、契約及び代金の請求時等に使用する予定の印鑑を押印してください。</p> <p>※内容を満たしていれば独自様式可</p>
16	<p>納税証明書(国・県・市町村税)</p> <p>※委任先がある場合は、「本社」・「委任先」の両方が必要。</p>	<p>【法人】</p> <p>ア 国税 『納税証明書その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用』</p> <p>イ 都道府県税 『別記様式第28号(その6)』(熊本県税の場合)</p> <p>ウ 市町村税 市役所又は町村役場が発行する『未納がない証明書』</p> <p>※1 法人の場合で代表者が菊池市に居住している場合は、代表者の「未納がない証明書」も提出してください。</p> <p>※2 支店等に委任する場合は、本・支店の納税証明書を添付し</p>

		<p>てください。</p> <p>※3 熊本県以外の都道府県及び菊池市以外の市町村の「未納がない証明書」の書式については、各当道府県庁又は各市役所・町村役場にお問い合わせください。</p> <p><b>【個人事業主】</b></p> <p><b>ア 国税</b> 『納税証明書その3の2「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用』</p> <p><b>イ 都道府県税</b> 別記様式第28号(その6)(熊本県税の場合)</p> <p><b>ウ 市町村税</b> 市役所又は町村役場が発行する『未納がない証明書』 ※熊本県以外の都道府県及び菊池市以外の市町村の「未納がない証明書」の書式については、各当道府県庁又は各市役所・町村役場にお問い合わせください。 ※いずれも写し可</p>
17	労働保険料納付証明書	最寄りの労働基準監督署で発行。 納付証明書若しくは、領収書。(写し可)
18	申請書類記載事項の調査及び故意的誤記載に係る処分承諾書	(様式第13号) 菊池市独自様式に限る
19	財務諸表(決算書)	<b>【法人】</b> 過去2期(年)分の貸借対照表及び損益計算書 <b>【個人事業主】</b> 過去2期(年)分の決算書(業務内訳書) ※いずれも写し可
20	電子入札利用届	未登録者のみ必要

※上記の一覧表に記載が無いものについても必要に応じて年度途中で提出を求めることがあります。